



金 沢 市 公 報

号外第20号

平成30年(2018年)7月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次

●規 則

○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則	(介護保険課)	1
---	---------	---

ページ

●告 示

○金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱の一部改正について	(介護保険課)	2
---	---------	---

規 則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第51号

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「介護保険法施行規則」を「省令」に改め、同条第10項中「第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。第3条の2第10項において同じ。）であって、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第22条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条第2項に掲げる額以上である居宅要介護被保険者」を「法第49条の2第1項に規定する要介護被保険者」に改め、「（令第22条の2第3項各号に掲げる場合を除く。）」を削り、「、第2項」を「、同項」に改め、同条中第14項を第16項とし、同条第13項中「次項並びに第3条の2第13項及び第14項において」を「以下」に改め、「第10項」の次に「又は第11項」を加え、同項を同条第15項とし、同条第12項中「省令第83条第1項各号に掲げる」を「法第50条第2項に規定する」に改め、同項を同条第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 市長が法第50条第3項に規定する特別の事情があることにより基準該当居宅サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要介護被保険者が受ける特例居宅介護サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合（第11項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第11項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

第2条第11項中「省令第83条第1項各号に掲げる」を「法第50条第1項に規定する」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者が受ける特例居宅介護サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第2条に次の1項を加える。

17 法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要介護被保険者が当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合（第11項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第11項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の70」とあるのは、「100分の60」とする。

第3条の2第10項中「第1号被保険者であって、令第29条の2第1項の規定により算定した所得の額が同条第2項に規定する額以上である」を「法第59条の2第1項に規定する」に改め、「特例介護予防サービス費」の次に「の支

給」を加え、「(令第29条の2第3項各号に掲げる場合を除く。)」を削り、「、第2項」を「、同項」に改め、同条中第14項を第16項とし、同条第13項中「第10項」の次に「又は第11項」を加え、同項を同条第15項とし、同条第12項中「省令第83条第1項各号に掲げる」を「法第60条第2項に規定する」に改め、同項を同条第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 市長が法第60条第3項に規定する特別の事情があることにより基準該当介護予防サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける特例介護予防サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合(第11項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、第11項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

第3条の2第11項中「省令第83条第1項各号で定める」を「法第60条第1項に規定する」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法第59条の2第2項に規定する居宅要支援被保険者が受ける特例介護予防サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合においては、同項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第3条の2に次の1項を加える。

17 法第69条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた居宅要支援被保険者が当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給について第2項の規定を適用する場合(第11項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、第11項の規定により読み替えて適用する第2項中「100分の70」とあるのは、「100分の60」とする。

第4条第2項第4号中「令」を「介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)」に改める。

第12条第4号中「特例居宅介護サービス費等」を「特例居宅介護サービス費」に改める。

第13条第4号中「特例居宅介護サービス計画費等」を「特例居宅介護サービス計画費」に改める。

様式第1号中「第2条、第3条」を「第2条—第3条の2」に、

「特例居宅介護サービス費等
特例居宅介護サービス計画費等の代理受領に係る申出書」

「特例居宅介護サービス費等
特例居宅介護サービス計画費等の代理受領に係る申出書」に、「あて先」を「宛先」に、「基準該当居宅サービス(基準該当居宅介護支援)事業所名」を「事業所の名称」に改める。

様式第1号中「第2条、第3条」を「第2条—第3条の2」に、

附 則

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に行われた介護保険法(平成9年法律第123号)第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス又は同法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに係る特例居宅介護サービス費又は特例介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

告 示

●金沢市告示第233号

金沢市介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の実施に関する要綱(平成28年告示第341号)の一部を次のように改正する。

平成30年7月31日

金沢市長 山 野 之 義

第5条第1項第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同項第2号中「第59条の2」を「第59条の2第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等 100分の70

第5条第2項中「とする」を「と、同項第3号中「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とする」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 前条第1項第3号に掲げる者 100分の70

第6条第2項に次の1号を加える。

(3) 前条第1項第3号に掲げる者 100分の70

第6条第4項中「とする」を「と、第1項第3号及び第2項第3号中「100分の70」とあるのは「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合」とする」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に行われた指定第1号事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する第1号事業で、同項の規定による市長の指定に係るものをいう。）について支給する同項の第1号事業支給費に係る規定の適用については、なお従前の例による。

平成30年(2018年)7月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)7月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	